

第五回 参議院大藏委員会會議錄第十三号

昭和二十四年四月十五日(金曜日)
午後二時四十七分開会

本日の會議に付した事件

○製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○印刷局特別會計の固有資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財産税等收入金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出)

○開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出)

○國立病院特別會計法案(内閣提出)

○貴金屬特別會計法案(内閣提出)

○貿易特別會計法案(内閣提出)

○米國對日援助見返資金特別會計法案(内閣提出)

○委員長(櫻内辰郎君) これより委員會を開会いたします。本日の議題は最初に、製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案であります。予備審査の間に、おいて、大體の御質疑は終了いたしました。と思ひますが、若し御質疑がありますならば、この際にお願ひいたしたいと存じます。御發言もないようでありま

すから、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認め、討論に入ります。御發言の方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御發言もないようでありますから、討論は終了したものと認め、直ちに採決いたします。製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告は委員長において、本法案の内容、委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願ひすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認め、報告書に多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

黒田 英雄 木内 四郎
高橋龍太郎 森下 政一
西川基五郎 九鬼紋十郎
油井賢太郎 玉屋 喜章
川上 嘉

と思ひます。御發言もないようでありますから、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認め、討論に入ります。御發言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御發言もないようでありますから、討論は終了したものと認め、直ちに採決いたします。印刷局特別會計の固有資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告は委員長において、本法案の内容、委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願ひすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認め、報告書に多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

黒田 英雄 木内 四郎
高橋龍太郎 森下 政一
西川基五郎 九鬼紋十郎
油井賢太郎 玉屋 喜章
川上 嘉

と思ひます。御發言もないようでありますから、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認め、討論に入ります。御發言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。この際御報告いたします。小川友三君から只今は御出席ございませんが、本案について「七割五分」とある下に、「農地を除く」の文字を加ふること、という修正意見書が提出されております。他に御發言はございませんか。御發言がありませんから討論は終了したものと認め、直ちに採決いたします。それでは財産税等收入金特別會計法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告は委員長において、本法案の内容、委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願ひすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認め、報告書に多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

黒田 英雄 高橋龍太郎
木内 四郎 森下 政一
西川基五郎 九鬼紋十郎
油井賢太郎 玉屋 喜章
川上 嘉

○委員長(櫻内辰郎君) 本日予備審査のために付託されました法案について政府からの提案理由の御説明を願ひたいと存じます。

西川基五郎 九鬼紋十郎
油井賢太郎 玉屋 喜章
川上 嘉

最初に、大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に關する法律案の提案理由の御説明を願ひたいと存じます。

○政府委員(田口政五郎君) 大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に關する法律案提出の理由を御説明申し上げます。この法律案は、大藏省預金部特別會計、食糧管理特別會計並びに農業共済再保險特別會計の農業勘定の昭和二十四年度における歳入不足を補填するため、一般會計からこれらの會計に繰入金をしてしようとするものであります。

先ず大藏省預金部特別會計におきましては、昭和二十四年度における歳出としましては、人件費及び事務費、預金利子、通信事業特別會計への繰入金等合計百三億九千六百二十五万六千円を要するのがありますが、その歳入としましては、預金部資金の運用による利子、有價証券の償還による益金等合計六十六億四千四百六十万二千円でありまして、差引三十七億五千六百六十五万四千円の歳入不足を生じています。この不足額を一般會計からの繰入金を以て補填しようとするものであります。

次に、食糧管理特別会計におきましては、農業災害補償法により農業共済組合の組合員が支拂うべき農作物共済にかかる共済掛金の一部を負担し、この負担は、これを食糧を消費したしるものが負担するように食糧の賣渡價格を定めることとなつてゐるのであります。然るに價格政策の見地から從來これを賣渡價格に加算することなく保険料は、一般会計からの繰入金で以て補填して参つたのであります。昭和二十四年度分についても同様の措置を講ずる必要がある次第であります。よつて、二十八億九千八百四十八万三千円を昭和二十四年度において一般会計からの繰入金を以て補填しようとするものであります。

次に、農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金についてであります。が、同特別会計の農業勘定におきましては、昭和二十四年度における歳出としましては、再保険料等四十八億九千六百二十万五千円を計上いたしてあります。その歳入としましては、再保険収入等四十億四千五百五十一万七千円でありまして、差引八億五千六百八十八万八千円の歳入不足を生じる次第であります。この不足額は、本年度において特別に甚だしい災害の発生した場合に備えて、十億円の予備費を歳出に計上したため生じたものであります。この不足額については、そのような事態の発生した場合には一般会計から繰入金をいたし、これを補填することとができるようにしようとするものであります。

尚大蔵省預金部特別会計並びに農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金につきましては、その性質に鑑み

まして、後日、これらの特別会計の財政状況が健全な状態となりました場合に、その繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところにより一般会計へ繰戻す規定を設けることといたしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(櫻内辰郎君) 次に開拓者資金通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律案の提案理由の御説明を願ひたいと存じます。

○政府委員(田口政五郎君) 開拓者資金通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

開拓者資金通法による農地の開拓者に対する開拓上必要な資金の貸付につきましては、開拓者資金通特別会計を設けて整理いたしておりますが、この貸付用資金は従来この会計で公債を発行し、又は借入金を行なつて調達して参つたのであります。健全財政の見地から妥當でないと思われまして、昭和二十四年度におきましては、一般会計からこの会計に繰入金をいたしまして、この貸付財源に充てることといたしたいと考える次第であります。而して本年度におきましては、営農資金といたしまして十四億五千五百九十四万四千円、共同施設に必要な資金といたしまして六千二百九十万四千円、合計十五億四千四百九十四万四千円の貸付を予定いたしておりますので、この額を一

般会計から繰り入れようとするものであります。

向この一般会計からする繰入金につきましては、将来貸付資金がこの会計へ償還されますので、この繰入額に相当する金額に達するまで予算の定めるところにより一般会計へ繰戻す規定を設けることといたしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は国立病院特別会計法案であります。本案の提案理由の御説明を願ひたいと存じます。

○政府委員(田口政五郎君) 国立病院特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようといはまするのは、国立病院の円滑な運営とその経理の適正を図るために特別会計を設置いたしまして一般会計と区分して経理をいたそうとするものであります。国立病院は適正な医療を普及いたし、以て國民の健康なる生活を確保するため昭和二十年十二月二日より発足いたしましたのであります。現在全國に九十八個所の病院を有し、その病床数は約二万四千に上つておるのであります。元來国立病院は、元陸海軍病院を引継いだのであります。発足当初は當然元陸海軍病院時代より入院しておりました患者が大部分を占めておつたのであります。その後外來施設等も拡充いたし、又一般の国立病院に対する認識もおい／＼高まつて参りました結果、利用者も次第に増加いたしました

て、その運営も漸次軌道に乗つて参つたのであります。右に伴ひまして、国立病院の経理面におきましても漸次改善の跡が見られるのであります。何分一般の官廳とは異つて、病院の事業を経営しておる特殊な官廳でありますから、その経理面を明確に整理いたし、適切な経営方策を立てて行くためには、特別な会計を設置してこれを経理することが最も適當であると認められるのであります。よつて今回本法律案により特別会計を設置し、一般会計と経理を区分することによりその收支を明らかにいたし、尙その足りないところは一般会計から補足する措置を講じまして、国立病院の経理の明確適正を期すると共に、その円滑なる運営を図らうとするものであります。尙準備の都合もありますので、七月一日から特別会計を設置いたしたいと思ふのであります。

以上の理由によりまして、本法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを御願ひいたす次第であります。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は貴金屬特別会計法案の提案理由の御説明を願ひたいと存じます。

○政府委員(田口政五郎君) 貴金屬特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようといはまする趣旨は、政府の行う貴金屬の買入、賣拂又は管理に関する経理を明確にしようとするものであります。即ち從來の貴金屬特別会計は、貴金屬の運用に関する経理を一般会計と区分して行なつておるものであります。が、この

会計は資金運用利殖金即ち賣買差益金及び附屬雜收入を以て歳入とし、産金奨励費、事務取扱費、資金運用手数料、附屬諸費及び資金の運用損失金を以て歳出として経理して参つたのであります。従つて貴金屬の運用として行なつておる貴金屬の買入及び賣拂については、その全体は特別会計の歳入歳出に計上されてはいないのみならず、金、銀、白金その他の貴金屬に運用するようになつても依然貴金屬の名称のままであつたのであります。

よつて、今回從來の貴金屬特別会計法を廃止し、新たに特別会計を設置し、貴金屬の賣拂代金及び附屬雜收を以て歳入とし、貴金屬買入代金、事務取扱費その他の諸費を以て歳出とし、政府の行う貴金屬の買入及び賣拂の全体を明らかにすると共に、名称も貴金屬特別会計と改め、これに伴う所要の措置を規定いたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は貿易特別会計法案の提案理由の御説明を願ひたいと存じます。

○政府委員(田口政五郎君) 貿易特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようといはまする趣旨は、貿易に関する政府の経理を明確にしようとするものであります。即ち從來の貿易資金特別会計は、貿易資金の運用に関する経理を一般会計と区分して行なつてゐるのであります。

すが、この会計は資金運用益金、公團納付金及び附屬雑収入を以て歳入とし、事務取扱費、資金運用手数料及び附屬諸費を以て歳出として経理して参つたのであります。従つて貿易資金の運用として行なつてゐる貿易資金の買入及び賣拂、外貨請求権の買入及び賣拂等貿易及びこれに準ずる取引に関する資金の受入拂出は、特別会計の歳入歳出に計上されてはゐなかつたのであります。

よつて、今回従来の貿易資金特別会計法を廃止し、新たに特別会計法を設置し、輸入物資の賣拂代金、輸入物資の買入者に賣り拂う外貨請求権の賣拂代金等従来歳入として経理してゐなかつたものも歳入として経理し、又輸出物資の買入代金、輸出物資の賣拂者から買入る外貨請求権の買取代金等も同様に出として経理して貿易に関する政府の経理の全体を明らかにすると共に、名称も貿易特別会計と改め、これに伴う所要の措置を規定いたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(櫻内辰郎君) これで提案理由の御説明を終りました。

○委員長(櫻内辰郎君) 次に、米國対日援助見返資金特別会計法案を議題といたしまして、御審議を願います。これに對しまして御質疑がありましたら、この際にお願ひいたしたいと存じます。

○森下政一君 この法案につきまして、若し願へることならば、事務當局から更に詳細な説明をして貰つたらどうかと思つておりますが、この特別

会計を新たに設置する理由、それから更にこれによつて生じたところの資金をどういふふうに使おうとしておいでになるか、新聞等において散見して、大体のことは承知してありますが、何に使おうとせられるか、こういつたようなことについて、又同時にそれが政府が堅持して行こうという九原則との関係において、どういふふうに関連性を持つておるか、そういったことについて更に詳細な説明を願へれば非常に仕合せだと思つております。

○委員長(櫻内辰郎君) 如何でしよう、森下さん、今日は政府委員が見えておられませんか、次回に要求してその説明を聞く、こういうことで如何でございましょうか。

○森下政一君 結構です。

○木内四郎君 ちよつと関連してありますけれども、今森下委員から御質問のあつた点を明らかにするために第八條に「この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて款及び項に区分する、これは非常に簡単に

出しておりますけれども、これから下の方をどういふふうに分けるかという準備ができておるか、或いはどういふふうに分けようとするのか、そういう書類を出して頂いたらどうかと思つております。

○委員長(櫻内辰郎君) それではその資料もお願いいたします。それでは本案に對します質疑は次回にお願いいたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 次に大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのため

の一般会計から繰入金に関する法律案の御審議を願います。本案に對する御質疑がありましたら、この際お願いいたしますと存じます。今農林省から農政局長が見えておりますから、御質疑がありましたら結構だと思つております。

○米倉龍也君 この農業共済制度であります。これは日本のような農業災害の非常に多い國における事業は相當政府が犠牲を拂つて行わなければいけないことの事業であります。といつてこの事業のために非常に大きな負担が國の財政の上に及ぶといふことも考慮しなければならぬし、この制度が段々沿革的には變つて参りまして、現在では相當農民の負担と申しますか、地方の共済組合の負担を増加してありますけれども、國家財政で賄ふべき点が非常に多くなつて來た。將來この制度によつて國のこの特別会計の見通しと

いうようなものについて、どういふふうなお見通しを持つていらつしやるか、その点をお伺ひしたいと思つております。

○政府委員(山添利作君) 御承知のようには、農業部面の保険料の負担につきましては、大体のところ農家の負担が五割五分、後四割五分くらいを政府が負担する、その政府負担は消費者米價に算入することに法律上はなつておりますけれども、實際上はそういたしておりません。従つてこれは一般会計の負担になつておるのであります。この二十四年度予算におきまして、それに相應しますものが約二十三億円余

ございます。これはこの法律によりまして、食糧管理特別会計に繰入れるようになつておりますけれども、これは食糧管理特別会計に一遍入りまして、その会計から又保険の特別会計に入るものであります。結局一般会計から農業保険の特別会計に入るのではありませんが、二十八億円となつておりますのは、昨年の分五億円が加わつておりますけれども、食糧管理は二十八億円といふことになつております。この負担区分につきましては、今後ともやはり政府が負担すべきものは政府において負担して貰う。こういふ方針に変わりはございません。それから現在の共済料率を以ていたしましてバランスがとれておるかどうかという点につきましては、二十二年度及び二十三年度い

ずれも災害がございまして、特に昨年アイオン颱風というふうなことがございまして、それが、の年度におきましてやはり収入を以てまして支出に不足を來しておりました、その借金の残が只今十一億圓ばかりあるのであります。この保険料につきましては、毎五年ごとに改正をいたすことになつております。これは最近の実績を取入れて改訂をする。元來保険料率は二十年間を一期間といたしまして、その平均によつて率を算出したしておりますので、短かい期間におきましては最近のごとく不足を來すことは、これはあり得るのであります。併し漸次五ヶ年ごとに改訂をいたすというところで済し崩しにいたしました、長期になりますればその均衡をとり得るということになつておるのであります。そういう意味合からいたしまして、これは一定の計數の基礎に立つておりますので、長期的にはこの会計に不安は感じていない。それから農家の負担が重いといふ点、それから米價が非常に現在の地位のような状況に統制されておる

といふような点、一方又食糧増産といふことはどうしても進めて行かなければならぬといふような点を考えまして、凡そ半額程度の國家負担は、これは今後とも継続して参りたい、こういう考案であります。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はありませんか。

○木内四郎君 この提案理由の説明によりまして、消費者の負担するようになつておるのであるが、價格政策の見地から云々と言つておりますが、これは一体消費者が負担するとしたらどのくらい價格に影響があるんですか。

○政府委員(山添利作君) これは一%に満たない程度であります。米の價格については……

○木内四郎君 主食に全部をかけるのですれば……

○政府委員(山添利作君) 米の價格についてであります。全般にいたしますればもつと割合は薄くなります。

○木内四郎君 この法律において消費者が負担するよう規定してあるのは意味があると思つております。殊に今日におきましては直接税その他税の負担が重くなつて來ておるわけでありまして、これを余り負担を感じない方面に廣くならして負担したらいいかと思つておりますが、ただ今主食だけとおつしやいます、他のものに對しても消費者に負担させれば一%にもならないといふことであれば非常に理由が薄弱じやないかと思つておりますが、その点はどうですか。

○政府委員(山添利作君) これは從來保險が御承知のように七十五円か何かで、極く僅かの共済金を拂つておつたのであります。それを新しい法

律によりまして改正をいたしまして、それ／＼の現在の價格に追いつくような共済金額を支拂うことにしたのであります。そのときに／＼只今のお話のような点、國家財政の点を考えまして、これは消費者側に負担して貰うために消費者價格に織込もうというもので、そこで法律もできたのでありますけれども、關係方面のブライス・コントロールの方で、法律はありましたが、これも非常に議論がございまして、二十三年度におきまして、二十四年度におきまして、もういふうに行かない、こういうふうになつておるのであります。

○本内四郎君「從來」と書いてあるのはいつからですか。

○政府委員(山添利作君)これは実は昨年度からの問題になるのであります。昨年度消費者米價に入れるべく大いに議論があつたのであります。入らなかつた、こういうわけでありまして。

○本内四郎君その前にはなかつたのですか。

○政府委員(山添利作君)その前にはないんです。

○委員長(櫻内辰郎君)外に御質疑はございせんか……外に御質疑はございせんか……

○委員長(櫻内辰郎君)只今理財局長が見えましたが、先の米國対日援助見返資金特別会計法案の詳細な御説明を願うことにはどうか考えます。

○政府委員(伊原隆彦君)米國対日援助見返資金特別会計法案につきまして、法律的のい／＼な御説明につきましては、大省蔵の阪田政府委員が見えてお

りますから、そちらに譲ることにいたしました。今までの分つております範囲におきまして運用面等を主にいたしまして御説明いたしたいと思います。この米國対日援助見返資金特別会計法案は、お手許にお配りいたしました四月一日附の司令部の覚書に基いて作られたものでございまして、歐洲等のおきまして、アメリカの一九四八年の對外援助法の規定によりまして、いわゆるマーシャル・プランにおきましては贈與になる部分と貸付になる部分とがございまして、そのうちの貸付でございまして、贈與になる部分につきましては、おの／＼自國通貨に相当する金額を各國の中央銀行に特別勘定として積立てまして、その特別勘定の使用につきましては、米國の經濟協力局の各國に駐在いたします支局の同意を得まして、經濟復興と通貨の安定とがいうものに使用しようになつておるのであります。従いまして日本と歐洲の諸國とは全然事情が違ひますけれども、事實におきましてはヨーロッパに對する米國の援助計画、殊に贈與に關する部分に對應して設けられる見返り勘定と、形におきましては似ておるやうに思ふのであります。尤もそれであるからと言ひましてアメリカからの援助が贈與であるというふうには考へるわけには参りませんので、これは恐らくは講和會議のときの問題であり、現在においてこれを贈與であるとか、貸付であるとか問題にするのは適當でないと思ひます。ただその問題は全然切り離しましてお手許に差上げました資料にありますが、「見返り勘定」という形式は歐洲諸國への援助と同じような形態になつてゐるのであります。

す。この予算面におきまして、千七百五十億というものが計上されたのでございまして、この金は一体どういふやうな手順で出て来るかということ、それをどういふふうにするかという点につきまして、まだはつきりせず分らない点が多々ありますけれども、分る範圍について申し上げます、千七百五十億の出で来る財源は、予算的に申しまして、貿易資金特別会計からこの會計に繰入れることに相成つております。ちよつと速記を止めて頂きたい。

○委員長(櫻内辰郎君)速記を止め

○委員長(櫻内辰郎君)速記を始め

○政府委員(伊原隆彦君)千七百五十億のそのいふやうな關係で、貿易資金會計から入つて来るということに相成るわけでありまして。そこでこの運用を一体どうするかということにございまして、大きな眼目といたしましては、予算が一般會計、特別會計並びに、中央、地方を通じてバランスいたしておりますので、この千七百五十億を經濟界に還元するかしんかということによりまして、デフレ的な基調にある經濟界がどの程度何と言ひますか、よく言われておるデフインフレーションの台にまで調節されるかどうかということにございまして、この千七百五十億が信用政策というか、通貨信用政策の梃子とか、鍵になるやうな恰好になつております。これをどの程度經濟界に還元するかということが、金融の基調に大きな変化を來すと考へておるのであります。只今まで分りました範圍で

は、予算書にございまして、使用する鉄道等に百五十億、通信に百二十億、合計二百七十億の建設公債を鐵道と通信事業で出しまして、これを引受けることしかはつきり分つておりません。但し、もう一つ推定できますのは、予算書にございまして、復金債の償還をいたしまして、三百億は予算に上つておりますが、六百二十四億六千七百五十億というものは交付公債を出しまして、復金債を償還するようになつておりますが、はつきりこれも分りませんけれども、今の一つの考え方では、一般會計から六百二十七億四千七百五十億の交付公債を償還しまして、復金債がこれを援助資金特別會計で買つて貰つて現金化して、これは主として日銀手持の復金債であります。これを償還するといふやうな構想もあるといふふうには考へられておるのです。従いまして後の金額をどういふふうに行つて行くかということにつきましては、覺書で御存じのやうに日本銀行又は金融機關の持つておる公債の償還、それから公私の企業に對する貸付ということに相成つておりました。幾ら直接産業資金に廻し、幾らを公債の償還に廻す、そのうち公債の償還に對し、幾らを目銀の買い、幾らを金融機關の買入かということはまだ決まつておらないのです。ただ今までの私の知り得た考え方では直接産業資金に貸付けます分は非常に大口のものであり、且つ電力設備の話がよく聞かれるのであります。そういうふうな日本の基幹産業である、而も大口のものの、その／＼の設備を幾ら作るのだといふやうな、極めて特定した大きなものに貸出されるという考へのよ

うであります。従つて從來の復金の代りに使うといふやうな考へでは全然ございせんやうでございまして、只今の覺書にも利子並びに償還の十分な計画を立てなければいけないといふふうになつておりますので、基幹産業で而もこの援助資金の與えられたことによつて、その効果が極めてはつきりしておる、幾ら生産が上つたかとか、どういふふうになつたかといふことがはつきりするやうな状態において使われるといふやうな思想のやうであります。公債は日銀の償還するの、市中の償還するのといふことは、市中の償還するの、日銀の手持公債は二月末で六百七十億でございまして、こいつを償還すれば結局、それからさつきの復金債等を償還すればそのまゝに置いておきますとデフレーションに相成りますので、そういうふうな場合には日銀から信用政策によつて市中から公債を買つたり、又貸出をしたりして、資金の補充をしに行く。市中の公債が千六百九十億でございまして、これもこれを償還すれば市中の産業資金の手許が豊かになるわけであり、貸出の担保に對して二百八十三億は貸出の担保に對して日銀の貸出が引込んでしまふといふやうな傾向のものであります。従つてもう一度日銀から資金を還元するといふことにならなければならぬかと思ふのであります。大体の考へ方は成るべく、日銀を通じ、又は直接に金融界の産業資金の手許を樂にして産業資金を供給する。直接に産業に活動するのは極めて大口の基幹産業で、而も生産のはつきり上る効果の分るものといふやうな考へ方の運用に

なるように思ふのであります。

過般資金計画を決定いたしました
が、その際の考え方とこの千七百五十億の考え方は、一應ここで経済界に千七百五十億を必ず還元するということとを日本側としては要望したいという建前で行くのでございまして、通貨量はうつつちやつて置きますと減る傾向にあると思ひますが、それをこの資金の還元によつて通貨の量も大体昨年度程度維持して行く、最高が三千五百億というような点を維持して行く、別に減らすというようなことをしない。それから産業資金につきましても、できるだけ殆んど皆んな千四百八十億、千七百五十億から二百七十億を引きました千四百八十億は直接又は間接に産業資金に還元いたしまして産業資金を豊富にして行く、殊に設備資金についてこの資金の運用をお願いしたいというふうな考へておるわけでありまして、運用の問題その他機構の問題とか、どういふ仕組でそれをやる、そういうふうな問題がございまして、余り長くなりましますから一應御説明を終ります。

○委員長(櫻内辰郎君) 理財局長に対する御質問はございせんか。
○森下政一君 今伊原さんがおつしやつた復金債の償還三百億ですな、それはどうなんですか。市中銀行の引受けの分も、補助金の引受けの分も全部くるめてですか。
○政府委員(伊原隆君) 復金債の償還三百億は、この本予算にのつておつたもので、こいつは現金で還す、こいつは市中を予想しております。六百二十四億六千七百円と申しますのは日銀手持の復金債であります。こいつも償還してしまいたい、これは予算書に

もありますが、六百二十四億六千七百円は出すように相成つておりまして、ただ交付公債を復金に渡すというだけしかこの予算書に出ておりません。従つて援助資金がこれを買取つて呉れるかどうかは未定であります、大体そういうふうなことを頭に置いてやつておるわけでありまして。

○本内四郎君 今の交付公債を出すのならばこの金に關係ないじゃないのでありますか。
○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止めて下さい。

午後三時三十分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(櫻内辰郎君) 速記始めて開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案、これについて御質疑がありましたらお願いいたします。本案の質疑もそれでは次回に譲りましようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) それから國立病院特別会計法案の御質疑がありましたら、この際お願いしたいと思ひます。

○森下政一君 これからの研究の材料になるから聴いて置きたいのですが、この特別会計を設けると、経理を適正にやるといふことは分りますが、こいう会計を設けることが何か國立病院全体の経営の方針に大きな変革を來すという意圖がありますか。政府の所見を聴きたいのですが……

○政府委員(阪田泰二君) 今回國立病院について特別会計を設けます趣旨は、先程田口政務次官から御説明申し上げた通りでありまして、要するに國立病院の経理面をはつきりと計算をやつて行く。それによつて將來の経営の改善、経営の方針を立てる上にはつきりした方針が定まりまして、経営がよくなつて行く、こいうような考え方が出ておるわけでありまして、特にこれによりまして國立病院の今後の経営方針が今まで考へておつたのと違つた方向に進むというわけではないのであります。

○森下政一君 國立病院の本來の精神から言へば恐らく從來の実績はよいではないと思ひますが、そうじやありませんか。
○政府委員(阪田泰二君) 仰せの通り從來の國立病院の経営の実績は赤字になつておるのでございまして、ただそのわけをちよつと申上げますと、軍から引継ぎました当初におきましては、収入は殆んどないような状態でございます、歳入額の七・五％ぐらゐしか歳入がなかつたのであります。それは歳出面におきましても何と言ひますか、軍経営当時の非常に放漫なやり方で余り規制されていなかった面もありまして、一方歳入は殆んど無料患者が多くて上らん、こいう面があつたわけでありまして、その後段々経営も改善されて参りまして、殊に一般の診療を受ける者、從來から入つておる軍の者とこさういふ者以外の一般の患者、外來方面も増加して参りまして、逐年経営の内容はよくなつて参つております。それで二十三年度、これはまだ決算ははつきり決まつておりませんが、大体二十三年度は支出の六割弱の収入があるという予定になつております。それで全年を通して見ますれば、そんな

のであります、極く最近の状況としますと、非常に利用率等も増して参りましたので、大体本年の三月頃の情勢から見ますと、三割ぐらゐの赤字と言ひますか、欠損で済むというふうな状態にすでになつて來ておるのであります。それで今回の予算におきましてはこの法律にもございまして、当分の間一般会計から繰入金をして欠損を補填することができるようになつておるわけでありまして、二十四年度の予算におきましては、一般経費につきましては二五％の補給を一般会計からする。それから看護婦の養成費というふうな特別の経費につきましては、五〇％を一般会計から補填するというふうなことでも予算書に組んであります。大体その程度の見込であります、今の國立病院の利用の状況から言ひましても、無理のないところであるというふうな見込で予算の方も組んでおるわけでありまして、この辺のところは實際の國立病院の経営の今後の状況に應じて、漸次更に改善される余地があると思ひますが、現状のところではさういふわけで予算的にも措置してあるような次第であります。

○森下政一君 一般物價が高くなつたので、病院の入院料、或いは薬價等はどこでも引上げられておりますが、どうですか。國立病院の場合にも同様についておる。薬價も少し上げた。そういつたことで収入の増加が期せられるという關係はありますか。
○政府委員(阪田泰二君) この國立病院の關係は、御承知のように生活保護法とか、或いは社会保険關係、こ

うようなものの方から實際問題として支出されます収入が多いわけでありまして、そういうものの収入はそれ／＼保險關係、或いは医療保護關係で決まりました單價なり、点数によつて支拂つてあります。従ひまして昨年たしか單價等の改訂がありましたので上がつておるのであります、それ以上に特別に引上げをして収入をよくしよう。こいうような考えは持つていないのであります。ただ現在の設備で利用率が増加して参りますれば、病院としての何と言ひますか、収益性は上がつて來るわけでありまして、そういう意味で内容が改善されたというふうに考へております。

○森下政一君 一般の利用が余程進んで來たとおつしやることは、今言われたような政府の金で保護せなければならぬという患者を對象にしてのことではないでしょうか。
○政府委員(阪田泰二君) 一般と申しますのは、元の陸海軍の傷痍軍人、こ

ういふものが最初は圧倒的に多数を占めておりました。それ以外の者を一般と申しておるのであります。従つて一般と申します中には、生活保護法の關係、或いは社会保険關係の患者が全部含れておるわけでありまして、實際はさういふものがはつきりした割合は覚えておりませんが、非常に大きな割合を占めておるわけでありまして。

○委員長(櫻内辰郎君) 他に御質疑はございせんか……それでは本案に対する質疑は更に次回に譲ります。

○委員長(櫻内辰郎君) それから貴金屬特別会計法案に対する御質疑はございせんか……これも御質疑がなければ

は次回に譲ることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(櫻内辰郎君) それでは貿易特別会計法案について質疑があります。もしたらお願いしたいと存じます。これもそれじや次回に譲りましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(櫻内辰郎君) それではそういうことにして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時六分散会

出席者は左の通り。

- 委員長 櫻内 辰郎君
理事 黒田 英雄君
委員 九鬼 紋十郎君
森下 政一君
玉屋 喜章君
西川 基五郎君
木内 四郎君
油井 賢太郎君
高橋 龍太郎君
川上 嘉君
米倉 龍也君

- 政府委員
大蔵政務次官 田口 政五郎君
大蔵事務官 (主計局長) 阪田 泰二君
大蔵事務官 (理財局長) 伊原 隆君
農林事務官 (農政局長) 山添 利作君

四月十三日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。
一、大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案
一、開拓者資金融通特別会計において

貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、大蔵省特別会計及び食糧管理特別会計並びに農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十四年度において、一般会計から、大蔵省預金部特別会計及び食糧管理特別会計並びに農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰入金をする事ができる。但し、その金額は、大蔵省預金部特別会計については、三十七億五千五百六十五万四千円、食糧管理特別会計については、二十八億九千八百四十八万三千円、農業共済再保険特別会計の農業勘定については、八億五千六十八万八千円をもつて限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、食糧管理特別会計への繰入金を除く外、後日大蔵省預金部特別会計及び農業共済再保険特別会計の農業勘定から、それぞれの繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十四年度において、一般会計から、十五億四千四百九十四万四千円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月十四日本委員会に左の事件を付託された。
一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月九日)
一、印刷局特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(予備審査のための付託は四月九日)
一、財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十二日)

四月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、国立病院特別会計法案
一、貴金屬特別会計法案
一、貿易特別会計法案

国立病院特別会計法案
国立病院特別会計法
(設置)

国立病院特別会計法案
国立病院特別会計法
(設置)

国立病院特別会計法案
国立病院特別会計法
(設置)

を設置し、一般会計と区分して経理する。

この法律において「国立病院」とは、厚生省設置法(昭和二十四年法律第 号)第十六條に規定する国立病院をいう。

(管理)

第二條 この会計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(基金)

第三條 この会計においては、昭和二十四年七月一日において、一般会計からこの会計に引き継いだ資産の金額をもつて基金とする。

(歳入及び歳出)

第四條 この会計においては、診療及び病院収入、検査料、手数料及び使用料収入、義し等の賣拂代金、一般会計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、業務費、診療及び病院費、施設費、義し等の製作費、看護婦養成費、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書の作製及び送付)

第五條 厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算

とともに、國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書
二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数會計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況の調査

(余裕金の預入)

第八條 この会計において、現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

(一時借入金及び繰替金)

第九條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は國庫余裕金を繰替使用することができ。

前項の規定による一時借入金又は繰替金は当該年度内に償還しなければならない。

第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。

(一時借入金の利子相当額の繰入)

第十條 本会計の負担に属する一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(一時借入金の借入及び償還事務)
第十一條 第九條に規定する一時借入金、の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(歳入歳出決算計算書の作製及び送付)
第十二條 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決算計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録並びに当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第十四條 この会計において、損益計算上利益を生じたときは、この会計の積立金として、積み立てなければならない。

2 この会計において、損益計算上損失を生じたときは、この会計の積立金を減額して整理する。

(積立金の財源充当)
第十五條 この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、この会計に属する特種現金の金額を限度として、積立金を減額し、その金額を歳入に計上することができる。

(支出未済額の繰越)
第十六條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出

納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

(一般会計からの繰入)
第十七條 政府は、看護婦養成の経費に充てるため必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

(施行規定)
第十八條 この法律に関する施行手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際、一般会計所属の資産で國立病院経営の用に供せられていたものは、政令の定めるところにより、この会計に引き継がれるものとする。

3 政府は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、当分の間、第十七條に規定する場合の外、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をする事ができる。

4 前項の規定により一般会計からこの会計に繰入金をした場合において、決算上剰余金が生じたときは、政令の定めるところにより、当該剰余金に相当する金額の一部を利益に組み入れず、翌年度の歳入に繰り入れることができる。

貴金属特別会計法案
貴金属特別会計法
(設置及び定義)
第一條 政府の行う貴金属の買入、賣入又は管理に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この法律において「貴金属」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミンをいう。

(管理)
第二條 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)
第三條 この会計においては、貴金属賣拂代金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、貴金属買入代金、事務取扱費、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作製)
第四條 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)
第五條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)
第六條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算

とともに、國会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添付しなければならない。

(剰余金の預入)
第七條 この会計において、現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

(一時借入金及び繰替金)
第八條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は國庫剰余金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金又は繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の最高限度額については、予算をもつて、國会の議決を経なければならない。

(一時借入金の利子の繰入)
第九條 本会計の負担に属する一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決算計算書の作製)
第十條 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國会に提出しなければならない。

(剰余金の繰入)
第十二條 この会計において、毎会計年度における決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(貴金属の買入、保管及び賣拂事務)
第十三條 政府は、貴金属の買入、保管及び賣拂に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、政府は、貴金属の買入に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

3 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

(支出未済額の繰越)
第十四條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(施行規定)
第十五條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二項、第十項及び第十一項の規定を除き、昭和二十四年度から適用する。

2 金資金特別会計法（昭和十二年法律第六十一号）は、廃止する。但し、金資金特別会計の昭和二十三年度分の収入支出並びに昭和二十二年、同二十三年度及び同二十四年度の決算に關しては、なお、その効力を有する。

3 金資金特別会計の昭和二十四年度における暫定予算は、この会計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、失効するものとし、当該暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担は、この会計の昭和二十四年度の予算に基いてしたものとなし、当該暫定予算の有効期間中に收納した歳入金、この会計の歳入金となす。

4 昭和二十四年四月一日から金資金特別会計法廃止の日までに、同法第四條第一項の規定に基いてした運用に係る金資金の受入額（同期間中に金資金に繰り入れた金資金特別会計の剰余金の一部は、受入額とみなす）及び拂出額は、この会計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、当該受入額は、この会計の昭和二十四年度の歳入金の額とみなし、当該拂出額は、この会計の同年度の予算に基いてした歳出金の額とみなす。

5 金資金特別会計法廃止の際、金資金に属する資産（現金を除く）及び負債（同法附則第二項の規定により借り入れた借入金金の債務を含む）は、この会計に帰属させる。

6 金資金特別会計の昭和二十三年度

分の収入支出に關する事務（旧金資金特別会計法第七條第一項の規定による決算上の剰余の金資金への繰入の事務を含む）の完結の際、同会計に属する資産及び負債は、この会計に帰属させ、現金は、歳入に組み入れるものとする。

7 当分の間、この会計において、附則第五項の規定によりこの会計に帰属した金資金所屬の有價証券、外貨預金及び貸付金その他の資産に係る經理を行うことができる。

8 政府は、当分の間、この会計の歳入不足を補てんするため、必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

9 前項の規定による繰入金及び旧金資金特別会計法第二條第一項の規定により、一般会計から、金資金に繰り入れた繰入金については、後日、この会計から、その繰入金に相當する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

10 産金法（昭和十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條の三「金資金ノ運用ニ屬スルモノトシテ貴金屬特別会計ガ之ヲ行フ」に改める。

11 連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に對する引渡に關する法律（昭和二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「金資金特別会計法（昭和十二年法律第六十一号）第四條第一

項の規定により金資金の運用として保有する」を「貴金屬特別会計に属する」に改める。

第二條第二項中「金資金の運用として保有する」を「貴金屬特別会計に属する」に改める。

第四條中「金資金」を「貴金屬特別会計に改める。

貿易特別会計法案

貿易特別会計法

第一條 貿易及びこれに準ずる取引（外國への送金及び外國からの送金並びにこれらに準ずるものを含む）に關する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

第二條 この会計は、商工大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。

第三條 この会計は、事業費勘定、經費勘定及び清算勘定に区分する。

第四條 事業費勘定においては、輸入物資（援助物資及び輸入物資に準ずる物資を含む）の賣拂代金、輸入物資（輸入物資に準ずる物資を含む）の買入者に賣り拂う外貨請求權の賣拂代金、一般会計からの繰入金、輸出物資（輸出物資に準ずる物資を含む。以下同じ。）の國內賣拂に因る賣拂代金、貿易以外の原因に基く外國への送金等に因る収入金、貿易公團に對する貸付金の償還金、外國貿易特別円資金特別会計からの繰入金、貿易公團法（昭和二十二年法律第五十八号）第二十條第五項の規定によ

る納付金、經費勘定及び清算勘定からの剰余金繰入金並びに附屬雜收入をもつてその歳入とし、輸出物資の買入代金、輸出物資の賣拂者から買入る外貨請求權の買取代金、輸入物資（援助物資及び輸入物資に準ずる物資を含む。以下同じ。）に關する諸掛、輸入物資の加工賃（諸掛を含む）、貿易以外の原因に基く外國からの送金等に因る支出金、貿易公團に對する貸付金、貿易公團に對する交付金及び清算勘定への繰入金の財源に充てたるための經費勘定への繰入金、米國對日援助見返資金特別会計への繰入金、附則第六項及び第七項の規定による借入金の償還金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、價格調整補給金又は事業費の財源として繰り入れるものとする。

第五條 經費勘定においては、前條第一項の規定による事業費勘定からの繰入金、貿易公團に對する貸付金の利子及び附屬雜收入をもつてその歳入とし、事務取扱費、事業取扱手数料、貿易公團に對する業務取扱費交付金、貿易公團に對する清算經費交付金の財源に充てたるための清算勘定への繰入金、附則第六項及び第七項の規定による借入金の利子、第十三條第二項の規定による一時借入金又は融通証券の利子、事業費勘定への剰余金繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

第六條 清算勘定においては、前條の規定による經費勘定からの繰入金、貿易公團の清算に伴う収入金並びに貿易公團から承継した現金及び現金以外の資産の処分による収入金をもつてその歳入とし、貿易公團に對する清算に關する交付金、貿易公團から承継した債務に基く支出金及び事業費勘定への剰余金繰入金をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予算計算書の作製及び送付）

第七條 商工大臣は、毎會計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第八條 この会計の歳入歳出予算は、事業費、經費及び清算の三勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第九條 内閣は、毎會計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

第十條 事業費勘定において、毎會計年度における決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 經費勘定において、毎會計年度における歳入の收納済額から、当該勘定の第五條に規定する歳出のうち、事務取扱費、事務取扱手数料、業務取扱費交付金、清算勘定への繰入金、借入金の利子、一時借入金又は融通証券の利子及び附屬諸費の歳出

の支出済額並びにこれらの歳出の支出未済額の合計額を控除して剰余があるときは、これを事業費勘定の歳入に繰り入れ、支出未済額に相当する金額は、これを経費勘定のその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

3 清算勘定において、毎会計年度における歳入の収納済額から、当該勘定の第六條に規定する歳出のうち、貿易公團に対する清算に関する交付金及び貿易公團から承継した債務に基く支出金の歳出の支出済額を控除して剰余があるときは、これを事業費勘定の歳入に繰り入れるものとする。

4 前二項の規定により剰余金を事業費勘定の歳入に繰り入れる場合において、繰入に関する経費勘定又は清算勘定の歳出予算額が当該繰入額に對して不足するときは、その不足額は、その翌年度において繰り入れるものとする。この場合においては、当該不足額に相当する金額は、翌年度における事業費勘定への繰入金の財源として経費勘定又は清算勘定のその翌年度の歳入に繰り入れる。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)
第十一條 商工大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書
二 債務に関する計算書
(剰余金の繰入及び繰替使用並びに一時借入金及び融通証券)
第十三條 各勘定において支拂上現金に余裕があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。

2 事業費勘定において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。但し、その限度額は、最高二百億円をこえてはならない。

3 前項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。

4 この会計の各勘定の間に、金と金とを繰替使用することができる。前項の規定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

(一時借入金、融通証券等の借入、償還等の事務)
第十四條 前條第二項の規定による一時借入金及び融通証券並びに附則第六項及び第七項の規定による借入金の借入、償還等に関する事務は、大藏大臣が行う。

(國債整理基金特別会計への繰入)
第十五條 この会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十六條 政府は、外貨請求権の買取及び賣拂に関する事務を日本銀行に取扱いをせしめることができる。

2 前項の場合において、政府は、外貨請求権の買取に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

3 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

(公團貸付金)
第十七條 政府は、貿易公團に對し、同公團の運営資金をこの会計の事業費勘定から貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付で当該年度内に償還するものは、この会計の事業費勘定の支拂上の現金の運用として一時貸し付けることができる。

(支出未済の繰越)
第十八條 この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 商工大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大藏大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、この会計の昭和二十四年度の予算成立の日から施行し、附則第二項及び附則第十四項から第十八項までの規定を除き、昭和二十四年度から適用する。

2 貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)は、廃止する。但し、貿易資金特別会計の昭和二十三年度分の収入支出並びに昭和二十四年度の決算に關しては、なお、その効力を有する。

3 貿易資金特別会計の昭和二十四年度の暫定予算は、この会計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、失効するものとし、当該暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担は、この会計の経費勘定の昭和二十四年度の予算に基いてしたものとみなす。当該暫定予算の有効期間中に收納した歳入金は、この会計の歳入金とみなす。

4 昭和二十四年四月一日から貿易資金特別会計法廃止の日までに、同法第四條第一項の規定に基いてした運用に係る貿易資金の受入額及び拂出額(貿易資金以外の國庫金をもつて拂出した金額の昭和二十三年度末における現在額、拂出額とみなす)は、この会計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、当該受入額は、この会計の事業費勘定の昭和二十四年度の歳入金の額とみなし、当該拂出額は、当該勘定の同年度の予算に基いてした歳出金の額とみなす。

5 昭和二十四年四月一日から貿易資金特別会計法廃止の日までに、同法第三條第二項の規定により貿易資金補足のため借り入れた借入金金は、第十三條第二項の規定によりこの会計の負担において借り入れた一時借入金とみなす。但し、当該一時借入金の額は、同項但書の一時借入金又は融通証券の最高額の計算には、算入しないものとする。

6 前項に規定するものの外、貿易資金特別会計法廃止の際、貿易資金特別会計の負担に属する借入金金は、この会計の負担とし、当該借入金の償還は、事業費勘定の所屬とし、当該借入金の利子は、経費勘定の所屬とする。

7 前項の規定によりこの会計の負担となつた借入金については、必要により、この会計の負担で借換をすることができる。

附則第六項に規定するものの外、貿易資金特別会計法廃止の際、貿易資金特別会計の負担に属する借入金金は、この会計の負担とし、当該借入金の償還は、事業費勘定の所屬とし、当該借入金の利子は、経費勘定の所屬とする。

8 貿易資金特別会計法廃止の際、貿易資金に属する資産(現金を除く)及び負債は、この会計に歸屬させ、事業費勘定に所屬させる。

9 貿易資金特別会計の昭和二十三年度分の収入支出に關する事務(旧貿易資金特別会計法第十三條第一項の規定による損益計算上の過剰の貿易資金への組入の事務を含む。以下同じ)の完結の際、貿易資金に属する現金は、この会計に歸屬させ、事業費勘定に所屬させる。

10 貿易資金特別会計の昭和二十三年度分の収入支出に關する事務の完結の際、同会計に属する資産及び負債(前項に規定するものを除く)は、この会計に歸屬させ、経費勘定に所屬させる。

11 附則第九項の規定により事業費勘定に所属させた現金は、政令の定めるところにより、当該勘定の歳入又は支拂元受高に組み入れ、前項の規定により経費勘定に所属させた現金は、当該勘定の歳入に組み入れるものとする。

12 政府は、政令の定めるところにより、昭和二十一年度から同二十三年度までの期間中における貿易資金の受拂に関する計算書を作製し、貿易資金特別会計の昭和二十三年度の決算とともに、國会に提出しなければならない。

13 清算中の食糧貿易公團及び原材料貿易公團については、公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第 号）は、適用しない。

14 不正保有物資等特別措置特別会計法（昭和二十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。
第十四條を次のように改める。

第十四條 貿易特別会計法（昭和二十四年法律第 号）第七條、第八條及び第十一條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。この場合において、第八條中「事業費、経費及び清算の三勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、」とあるのは「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、」と読み替えるものとする。

15 外國貿易特別出資金特別会計法（昭和二十三年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。
第五條中「貿易資金」を「貿易特別会計の事業費勘定」に改める。

第十條を次のように改める。

第十條 貿易特別会計法（昭和二十四年法律第 号）第七條、第八條及び第十一條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。この場合において、第七條及び第十一條中「商工大臣」とあるのは「法務総裁」と、第八條中「事業費、経費及び清算の三勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、」とあるのは「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、」と読み替えるものとする。

16 金、外國通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭和二十四年政令第五十二号）の一部を次のように改正する。
第六條を次のように改める。

第六條 第一條及び第五條の規定による買上は、貿易特別会計の事業費勘定の負担において行ふ。
貿易公團法の一部を次のように改正する。

17 貿易公團法の一部を次のように改正する。
第四條第三項中「貿易資金」を「貿易特別会計」に改める。

18 貿易公團法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第十九号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「貿易資金特別会計」を「貿易特別会計」に改める。